

第6期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

		記録（書記）		後藤
会議名	自立支援協議会（全体会）	回数		第5回
日時	2019年3月20日（水）	13時30分	～	15時46分
会場	中野区役所 7階 第10会議室			
検討内容				
<p>◆会長あいさつ◆</p> <p>平成30年度（2018年度）の全体会は今回が最後になる。この間、国家公務員障害者選考試験の第一次選考の筆記試験が2月20日に行われて、各省庁で面接が行われて、明日あさってには合格者が発表される予定になっている。第一次選考の筆記試験では、676名の採用予定に対して8,712名が受験を申し込んだと報道されている。大阪、東京ふくめ全国9つの地域で試験を実施した。人事院によると、申込者の内訳は精神障害者の方が57%、身体障害者の方が40%、知的障害者の方が3%、1,500名が会場での配慮を要望したとのこと。多くの方が採用になればと思う一方で、企業側からは特例子会社で雇用していた方が受験をして合格するのではないかと懸念が出ている。</p> <p>障害者統計というのは統計法に基づいた調査はほとんどなく、いわゆる厚労省で調査をするのは障害のある方に限った調査であって、一般の方との比較ができない調査になっているので、一般の方と同じように障害のある方も含めて調査をできないか、要望をしていた。今月17日に、各関連統計の本格整備に取り組むということが報道された。これは超党派によるインクルーシブ雇用議連が求めていた内容である。昨日もインクルーシブ雇用議連が開催されていて、私も市民団体側として出席をしてコメントをしたところだが、2019年度は関係の支部長が設問内容や手法を探るための趣向調査を実施することになり、2千万円の予算がつけられたと報告があった。2020年～2021年にかけて、趣向結果をもとに有識者の意見を交えて最適な調査方法を選定して、2022年から本格的な調査を実施する。3年に一度の大規模調査が実施される予定である。いわゆる国民生活基礎調査がその内容に含まれる。障害のある方の生活、就労、雇用、所得に関して、民間と比較できるような統計調査が行われるのではないかと期待しているところである。</p> <p>（1）区からの報告事項</p> <p>健康福祉総合推進計画2018及び障害福祉計画、障害児福祉計画の推進状況等</p> <p>菅野健康福祉部副参事（障害福祉担当）より、資料1-1「中野区健康福祉総合推進計画2018」進捗状況一覧（平成元年30年12月末時点）、課題1 障害者の権利擁護 <施策1>障害を理由とする差別の解消の推進、<施策2>障害者に対する虐待防止の推進、課題2 地域生活の継続の支援 <施策1>地域における生活の維持及び継続の支援、<施策2>多様化するニーズの支援、<施策3>地域生活を支えるためのサービスの確保、課題3 入所等からの地域移行 <施策1>入所施設及び精神科病院及び地域生活への移行、<施策2>地域生活を支える資源の整備、課題4 就労の支援 <施策1>就労機会の拡大、<施策2>一般就労に向けた支援の強化、<施策3>障害者就労支援事業所における工賃の向上 についての説明があった。</p>				

中村子ども教育部副参事（子ども特別支援担当）から、課題5 障害や発達に課題のある子どもへの支援 <施策1>関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制、<施策2>専門的な支援の充実と質の向上、<施策3>地域社会への参加や包容の推進 について説明があった。

菅野副参事より、資料1-2「第5期障害福祉計画 成果目標の達成状況（平成30年11月末時点）」について説明があった。中村副参事より、資料1-3 第1期障害児福祉計画 成果目標の達成状況（平成30年11月末時点）について説明があった。

菅野副参事より資料1-4「第5期障害福祉計画 サービス量の実績」、中村副参事より資料1-5「第1期障害児福祉計画サービス量の実績」の説明があった。

（2）相談支援機関会議報告

第59回の主たる話題は、生活保護の通所更生施設を利用している方については障害福祉サービスとの併用はできないと生活保護から指導があったこと、障害者控除の対象について、新年度に向けて国の動き等、改元等、組織改正について。3月7日の国の説明会では、10月から児童発達支援の無料化（3歳～5歳対象）、消費税10%引上げに伴い10月に報酬改定ということで今回は改定率0.44%ということで決定、主に訪問系サービスの人材確保というところで勤続10年以上の介護福祉士に8万円相当の処遇改善加算の見直し、地域生活支援事業については意思疎通支援、移動支援の拡充、施設整備費についてはグループホーム、日中活動系の事業所の整備促進ということで195億円ほど予算計上されている。その他の話題として、障害者手帳のカード化が昨年度より議論されている。東京都においては、今後予算のことも含めて検討、早くても平成32年度以降になるのではないかとのこと。

第60回の主たる話題は、喀痰吸引等を行うことができる介護職員等（ヘルパー）について、障害者支援施設の入所について。特に重度訪問介護を行うヘルパーの確保が大変厳しい状況にあるとのこと。ご家族の疾病や認知症状の進行など介護力の急速な低下により、やむなく急遽施設入所となるケースが散見される。いわゆる8050問題が障害者世帯でもクローズアップされて、取り組みが必要となっているのではないかと。

（3）居宅系事業者連絡会報告

平成31年3月12日（水）に居宅系事業者連絡会（研修会）を開催した。当日は12の事業所が参加。前半は講義、後半は意見交換会として実施した。前半の講義の講師は、中野区保健所長（精神科医）向山 晴子氏、テーマは「精神疾患・障がいとの向き合い方 より良い気づきと対応のコツ」。連絡会では昨年2月にも精神障害の方の対応をテーマとして研修会を開催したが、サービス提供事業者の大きな課題であるため、より知識等を深めるために今回も同じテーマで実施した。

（質問）

60代の精神障害の女性の方がスマイル喫茶によく来て下さるが、罵声、暴言等があり対応に苦慮している。中野区障害者地域自立生活支援センターつむぎに相談しているが、希望通りに対応しな

いと不満が大きい様子で困っている。

(回答)

喫茶店の対応としては、他のお客様に迷惑をかけるお客様への対応と同じでいいのではないかと、というアドバイスをした。どこかで話し合い持つというのも一つの手だと思う。

侮辱と名誉棄損は他害行為なので、措置入院の対象となる。喫茶店の管理者として、他のお客様の迷惑に当たる行為があれば毅然とした態度でお帰り下さいと伝えることはできると思う。

(質問)

本日の相談支援部会の中で、支給決定を受けてもヘルパーが見つからずにサービスを利用できないという意見が挙がった。この議題を取り扱う部会、委員会が自立支援協議会の中にあるのかどうか、という質問があったが、居宅系事業者連絡会の中でこの議題を話し合う機会はあるか。

(回答)

居宅系事業者連絡会の中では、事業者の皆さんと困りごとについてグループ討議をすると、必ず出てくるのがヘルパーの定着率が低いという話題で、色々な障害をお持ちの方がいらっしゃるのでヘルパーがうつ状態になって辞めてしまうという悩みを、どこの事業所も抱えているということは中野区としても認識している。

(質問)

ヘルパーの人数自体が不足しているということなのか。利用が伴って事業的には支えられる面があるので、余剰にヘルパーを確保するのは難しいという点も課題かもしれない。

(回答)

人数は足りているところもあり、足りないところもある。ただ、足りていると言っても、支援を受ける方が突然キャンセルした場合に、キャンセル料を頂くのが難しいという問題もあり、事業所の運営費が回らなくなってヘルパーの募集ができないという悪循環もあるのではないかと推測している。

(質問)

資料 1-4「第5期障害福祉計画 サービス量の実績」では、平成30年度の自立生活援助の計画値と実績値が4となっているが、事業を行っている事業所は幾つくらいあるのかお聞きしたい。就労定着支援は同じ資料 1-4で見ると、平成30年度 15、平成31年度 25、平成32年度 32と増えているのに、自立生活援助は平成31年度、平成32年度の目標値が6と横ばいになっている。もっと必要としている方がいるのではないかと推測している。

(回答)

就労定着支援について説明させて頂くと、こちらは就労移行支援の事業所を利用して就職して就職

後に不安があるので、相談をしたい場合に利用できる。ただ、就労移行支援を利用した後半年間は通所していた事業所が無償で相談支援を行うため、就労定着支援を利用するのは就職して7か月目以降となる。この制度ができてはすぐに人数が増えるということではなく、徐々に増えていくと考えられるので計画では15人からスタートする形となっている。自立生活援助について、利用人数は少なく見えるが、こちらのサービスは在宅生活をされている方の服薬などの見守り、巡回に当たるサービスなので、実際に服薬管理等は就労継続支援B型に通われている方であれば、就労継続支援B型のスタッフの方、家事援助を使っている方であれば家事援助ヘルパーの方が服薬等の確認の協力体制ができている場合もあるので、そちらの利用が多いのではないかと考えている。

(質問)

自立生活援助はご本人の希望というより、不安な要素がある場合にご本人に勧めて訪問していく形になるので、実態としては必要としている方はいると思う。計画の数字をもう少し上乗せしてもよいのではないか。

(回答)

本計画では、このような形で見込みを立てさせて頂いたので、次に向けて一つの意見として承らせて頂きたい。自立生活援助の実績についてのご質問については、昨年4月1日に指定を取った事業所が1か所という実績がある。

指定を取っている地域生活支援センターせせらぎでは、自立生活援助を必要としている方はもっといらっしやると思うが、せせらぎでは地域生活を支えるための様々な事業を行っているので、その辺りの兼ね合いを見ながら4名とさせて頂いた。

(意見)

自立生活援助、地域定着支援はニーズの多い事業だと感じている。せせらぎに登録していないとそうしたサービスを利用できないのだろうかと思いながら、ヘルパーに服薬管理等をしている方もいらっしやるので、地域生活支援の事業所がもっとたくさん区内にあるといいと感じている。登録ヘルパーでは対応しづらいところもあり、かといって常勤を雇用する余裕はない事業所が多いので、そうした意味でも地域生活支援の事業所を増やす必要があると思う。

(意見)

専門性を持たせる項目に分けたことによって、連携がところどころで切れてしまう実態が逆に生まれているということもあるのではないかとと思う。ただ、これは国の制度に基づいた事業ということが前提になるので、それ以上の連携を行うためには自立支援協議会のようなところで情報共有しながら、直接報酬に繋がらない部分についてはお互い協力し合うことが地域には求められていくのではないかと。

(4) 相談支援部会報告

相談支援体制の評価について、二つのグループに分かれて、グループ①は児童、グループ②は65歳以上の高齢障害者をテーマにした話し合いを行っている。グループ①では、様々なサービスを使っている方が多いが、本人の状態と提供されるサービスの中にミスマッチがあるケースが見られるのは、アセスメント機能が弱いからではないかということが考えられる。児童のアセスメント機能は療育相談から始まるが、学齢期に入った方の相談はアポロ園や療育センターゆめなりあでは受けておらず、学齢期の相談をどこで受けるのか決まっていないので、通所事業所を決めた後に各すこやか障害者相談支援事業所を代表する相談支援事業所に、「ここを利用したいから計画を作成してほしい」という形で依頼がくる。それをアセスメントを行った上で通所先や利用方法を定める形にできないかということが話し合われている。グループ②では、65歳で介護保険に移行する方が多いが、制度の違いやタイミングの問題もあり、不安や心配を抱えながら切替を行っている場合が多いと思うので、安定した移行を目指すためにフローチャートを作成したいということ、話し合っている。

(5) 地域生活支援部会報告

第6回地域生活支援部会では、「障害者が住みやすい中野を作ろうよ！」大家さん向けセミナーPart7に向けての役割分担等の話し合い、今回の大家さん向けセミナーでは主なテーマがグループホームに焦点を当てている。講師は、公益財団法人東京共同住宅協会 橋 茂郎氏にお願いした。グループホームを取り巻く状況の変化として、10年前だと障害のある方のご家族や親族、一部の篤志家など、限られた方がグループホーム経営に興味を持たれていたが、今は新しい賃貸経営案として高齢者住宅や障害のある方のグループホームを検討するケース、一般的な賃貸アパートより一括借り上げのグループホームの方がメリットがあると着目した不動産やハウスメーカーの方、空室や空き家対策をしたいという不動産業界の方など、今までより幅広い方がグループホーム経営にメリットに気づいたという話が印象に残っている。今回は不動産関係の方、金融関係の方にも参加して頂いた。例年に比べると不動産関係の方の割合が少し高かったと思う。行政、障害のある方のご家族、事業者の動きがバラバラになっているという課題を指摘された上で、今回のセミナーを始めつながりの輪を広げていきたいと思いますという言葉、講師の橋氏から頂いた。

(質問)

大家さん向けセミナーには、全体ではどのくらいの人数が参加されたのか。大家さん、不動産関係の方はどのくらい参加されたのか、教えて頂きたい。やり方によっては、もっと人数を集められると思う。

(回答)

大家さん、不動産関係、信用金庫、当事者の方、ご家族の方、福祉関係者は16名、部会員まで含めると46名が参加している。

(意見)

所属している法人では、他の地域でグループホームを改修して開設しようと考えていた時期があった。確かに東京都には、大家さん向けセミナー記録にあるような補助があるが、スケルトン工法はあまり使われていない補助事業と聞いている。法人で事業者の入札を行わないといけないので、手間が発生するため、その補助を活用してのグループホーム開設を断念した経緯があった。

(回答)

確かに補助金を活用してグループホームを開設する場合は入札を行う必要があるが、それほど大変なことではない。

(質問)

オリンピック、パラリンピックに向けて、空き家等が民泊などの用途目的で使われているという事態が起こっているという話題が出なかったか。

(回答)

大家さん向けセミナーでは、そのような話題は出てこなかった。ただ、10年ほど前との比較変化では、以前は誰が住むのだろうというような悪条件の物件しか無かったが、現在は条件は良くなっているとのことだった。

(6) 就労支援部会報告

第6回就労支援部会では、きょうされん 事務局長 中村 栄治氏をお招きして、国等公的機関の障害者雇用の現状と今後の方向性について、お話し頂いた。第7回就労支援部会では、平成30年度 特別支援学校・障害者就労施設等連携事業セミナー <障害者の自立の可能性を伸ばす支援とは>～支援者の立場だからこそ見つけられる に出席した。第8回就労支援部会では、平成30年4月に障害者総合支援法の改正に合わせた報酬改定から約1年が経過したところでの影響、就労定着支援事業の創設、公官庁の障害者雇用について意見交換を行った。そのなかで挙がった意見をいくつかご紹介すると、就労定着支援事業については、就労する方を出すことを求められるようになり雇用率は上がったが、マッチングや定着をあまり重視しない就労になってしまうという問題が生じたのではないか。その後の定着支援が職員の大きな負担になるのではないか。地域の施設は2年間では就労に結びつかない方、障害の重たい方に対して丁寧な支援を行っても、現在の総合支援法では評価される仕組みがない。就労継続支援B型については、平均工賃や利用者についての見直しがあったために、生産性が重視されることが危惧される。平均という考え方には弊害がある。今回の報酬改定の影響に関して、中野区で調査を行う予定や、意見が寄せられているか、ご質問したい。

(回答)

調査は現時点では行っていない。来年度、国が影響等の調査を行うと聞いているので、調査の結果を注視していきたいと考えている。

(意見)

きょうされんでは、平成30年度開始そうそうに就労継続支援B型を中心に調査を行い、ホームページで公表している。社会福祉法人東京コロニーは、一般社団法人ゼンコロに所属しており、調査をしてホームページで公開している。ゼンコロの場合は、以前は福祉工場だった就労継続支援A型を中心に就労継続支援B型がどうであるか気にしながら調査を行ったが、B型の場合は平均工賃の支払額によって報酬単価が7段階に分かれていて、工賃が低いところは報酬も低い。A型に関しては、就労時間が短いところは減算される仕組みになっていて、体制加算から実績加算の形に代わっている。調査の結果、事業所によって大きな違いが出てきていることが分かった。

(意見)

報酬体系に関しては多々問題ある。就労系はとにかく平均工賃で決めるというのは無茶苦茶だと思う。相談系についても、相談支援だけ行っている事業所は運営が成り立っているのか、疑問に思う。

(意見)

障害支援区分認定のところ、知的障害の方、身体障害の方は区分5、6という方もいらっしゃるが、精神障害の方は区分4以上を見ない。精神障害の方については、そもそも生活介護の事業所を運営できる基盤がないということになる。精神の就労継続支援B型の事業所で望まれている、その方の働きに沿った評価があってもいいのではないかという意見は、生活介護事業ならそれが許される。精神については、多機能の事業所ができにくい仕組みになっていると思う。国の施策のなかでの、現場で望まれていることとの乖離があるのではないか。

(意見)

障害のある方は年々体力や作業能力が下がってきてしまうところがある。やはり平均工賃が下がってくると、ご家族から「去年できているのに何故？」というご意見を頂くことがある。

(意見)

同じ仕事をして、同じ収入があったとしても、利用する方が一人増えると頭割りするので平均工賃が下がってしまう。

(7) 差別解消部会報告

3月12日(火)に第3回差別解消部会を開催した。年度末ということもあり参加者が少なかった。事務局からの、4部会合同セミナー、中野区障害者理解啓発差別解消講演会「〈障害〉の豊かさと出逢いについて」、区民と区長のタウンミーティングについて、内閣府有識者アドバイザー派遣事業を活用した区職員への障害者差別解消説明会について、手話言語条例の制定に関する中野区議会への請願について、中野区におけるヘルプマークの作成、配布についての報告があった。今後は、当事者、ご家族、近隣の商店の方、タクシー業界はじめ様々な業界団体の方など、参加者を増やしていけるとよいと思う。

(意見)

事例を共有する、情報を発信していくと同時に、差別しようと思って起こっているよりも、知らない間に差別になっているということのほうが多いと思うので、こうしたことが差別になるということをお我々から発信していくことも重要だと思う。

(8) 施設系事業者連絡会報告

1月24日(木)に、区内の事業所の職員交流研修の発表会を行った。交流研修には33名が参加、1月24日は初めての試みとして研修の成果を共有する場として発表会を設けた。研修した施設の良いところを真似したり、自法人の良いところを見つける機会にして頂けたのではないかと。2月28日(木)に、平成30年度の活動報告と振り返りと次年度の予定の確認を行った。例年、研修を開催しているが、今年度はその機会を交流研修の発表会としたので、次年度は講義形式の研修が必要かについてのご意見を頂いた。ただ、対象とする障害や法人格がそれぞれ違うので、研修のテーマが設定しづらいという課題が挙がっている。

(9) その他報告・提案事項

(意見)

手話言語条例に対する請願書は、請願が採択されてうれしく思っている。セミナーや説明会を立ち上げて、皆さんに理解が広まることを期待している。

(意見)

区役所2階の障害者用トイレを使用した際に、出る時に扉が開かなかった。緊急ボタンを押しても無反応で、携帯電話で区役所に連絡をして受付の方に来て頂いた。閉じ込められたのは今回で2回目なので、早急に対応して頂きたい。

仕組みがあっても機能しないということがないように、定期的な点検が必須。

(報告)

○中野区手話言語条例の請願について

本年2月2日に、請願が提出された。請願の趣旨は、手話を日本語と等しく言語として認めることを宣言し、手話言語に対する理解を深め、手話言語を区民に啓発するための中野区手話言語条例の制定を求めるもの。第1回定例会において、厚生委員会に審査が付託され、3月15日の本会議で請願が採択された。今後、聴覚に障害のある方を含め、コミュニケーションに障害のある方がどのような支援を必要としているのか、当事者の方や自立支援協議会の委員の皆様のご意見を伺う等情報収集を行って、検討を進めていきたいと考えている。

○ヘルプマークの作成、配布について

現在はヘルプマークは都営交通機関の窓口で受け取ることができる。平成25年度くらいまでは、東京都で作成されたものを中野区でも配布していたが、無くなった時点で配布が終わりとなっている。

た。来年度から、さらに障害のある方への理解や啓発を進めていくため、このヘルプマークを区で作成して窓口で配布していきたい。

（意見）

手話言語条例は障害者権利条約のなかで、手話は言語であると明言されている。世界基準によろやく追いついたことになる。手話は言語であるということを、区民の皆様の皆様に分かって頂けるようにしっかり伝えて頂きたい。

（質問）

ヘルプマークは東京都が作成していたものと、全く同じものを配布するのか。配布する時期は4月からになるのか。

（回答）

ヘルプマークを作成している会社が全国で1社のみという状況なので、年度当初に注文が集中するかもしれないと予測している。なるべく速やかに発注していきたいと考えているが、時期については数か月かかってしまうかもしれない。

（質問）

ヘルプマークは妊娠されている女性も使うことができるのか。マタニティマークと重複して使用することはできるのか。その場合は、妊娠されているということと、重たい病気のある方ということになるのか。障害のない一般の方がヘルプマークを利用されているのを見かけたことがあるが、そうした状況はどうなのだろうか。

（回答）

東京都に確認したところ、外見から妊娠されているということが分からない、妊娠初期の方は対象とのことだった。現在は都営交通の窓口で配布をしているが、窓口で理由を確認したりしていないとのことなので、そういった意味では欲しいと求めて来られる方には全てお渡ししているという状況があるかもしれない。ヘルプマークは外見から障害があることが分からない方、人工関節や内部障害、難病の方、妊娠初期の方を対象としている。マタニティマークなど他のマークを使用していると、ヘルプマークを使用できないというわけではない。

○（資料8） 4部会合同セミナーアンケート集計等資料について

○（資料9） 平成31年度（2019年度）第6期中野区障害者自立支援協議会（全体会）日程表について

備考

次回日程 平成31年5月15日（水）13：30～
中野区役所 7階 第10会議室